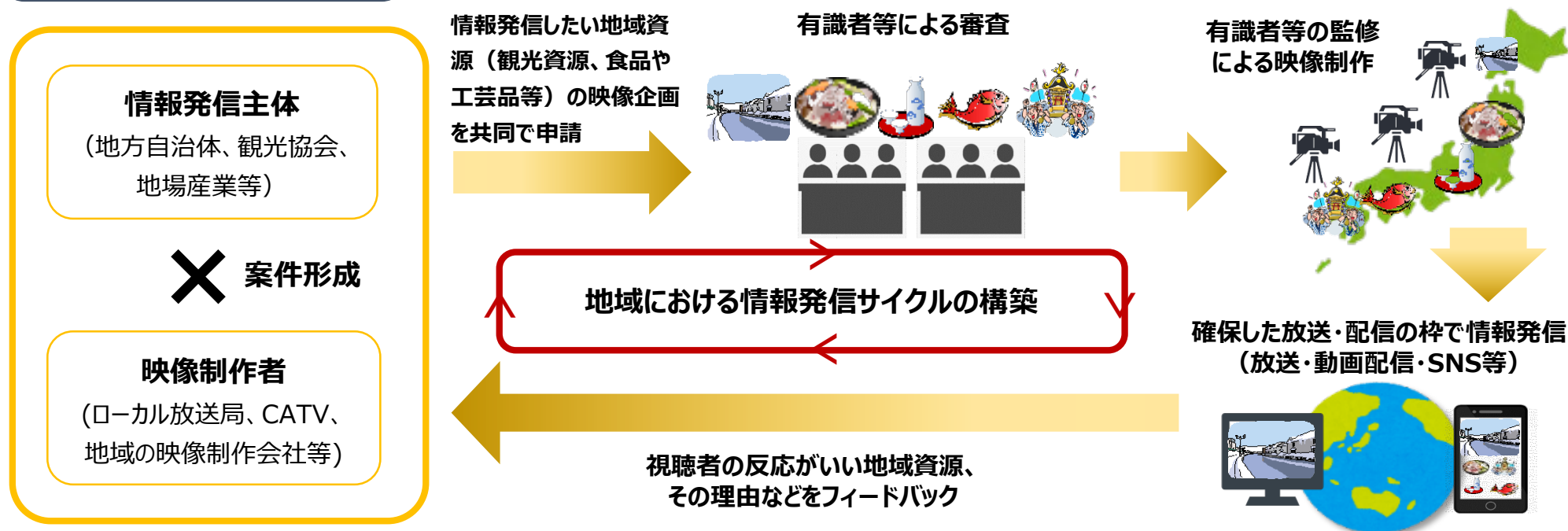


令和 6 年度 映像コンテンツを活用した地域情報発信 (実証事業) について

令和 6 年 7 月
総務省 情報流通行政局
放送コンテンツ海外展開推進室

- 本事業では、高いインバウンド効果等が期待できる国・地域を選定した上、制作した映像コンテンツを所定の情報発信媒体（放送・配信）で一括して情報発信し、その効果を検証します。
- また、地域における地方自治体・地場産業等（以下「情報発信主体」という。）とローカル放送局・CATV事業者等（以下「映像制作者」という。）との情報発信に係る連携を促進する観点から、各総合通信局の地域ブロックをベースとした説明会等を開催して情報発信主体と映像制作者の案件形成を促し、映像企画の共同申請や案件形成の検証結果を地域にフィードバックすることで、映像コンテンツを活用した地域における情報発信サイクルの構築を目指します。

実証事業のイメージ



- 本事業では、事務局が確保した以下の情報発信媒体において、定められた要件に従って情報発信することを希望する申請者を募集します。申請に係る主な要件や制作するコンテンツ等に関する概要※は以下のとおりです。
- ※公募内容の詳細につきましては、今後、事務局から公表される公募要領等をご確認ください。

公募申請に係る主な要件

- 当該地域に根ざした情報発信主体が申請することとし、**必ず情報発信主体1団体**（個人及び民間企業の申請は不可）と**映像制作者1団体**（個人は不可）が**含まれる体制**を構築すること。
- **情報発信主体は、海外にPRしたい地域資源が具体的に定まっており、海外展開のターゲット国・地域として米国への展開が含まれていること且つ英語を母国語とする外国人観光客の受け入れ体制が整っていること。**
- **申請団体は、原則、各総合通信局等の地域ブロック内での体制**とすること。

情報発信媒体・制作コンテンツ等に関する概要

実証国	アメリカ合衆国（米国）
情報発信媒体 （放送・動画配信サービス）	■ 放送 Discovery Channel（1映像あたり15回放送予定） Travel Channel（1映像あたり19回放送予定） ■ 配信 Discovery公式YouTubeチャンネル※（1映像あたり約110,000インプレッション） ※米国の視聴者のみに配信。
制作するコンテンツ	【短編】30秒（実証国放送・配信用） 1種 ※実証国放送用と配信用を別々に制作することも可能 【長編】2～3分程度（申請者Webサイト掲載用） 1種 ➢ 原則、英語ナレーションで制作のこと。 ➢ 最終成果物は総務省に帰属※するため、出演者・音楽等の権利処理にはご注意ください。 ※本事業終了後、総務省と協議のうえで情報発信主体及び映像制作者による映像の活用は可能とします。
放送・配信時期	2024年12月～2025年2月（順次放送・配信）

実証事業の実施項目及びスケジュール

実施項目	実施概要	実施時期（想定）
映像企画の募集	● <u>映像企画の公募</u> （情報発信主体と映像制作者による共同申請が必須）	<u>2024年7月19日</u> ～ <u>8月23日</u>
案件形成の 機会提供	● 情報発信主体と映像制作者を対象とした本事業に係る <u>説明会をオンラインにて開催</u> ● 総合通信局等による情報発信主体と映像制作者の案件形成の支援（公募期間中随時）	2024年7月16日 ～18日
映像企画の選定	● 応募があった <u>映像企画の評価・選定</u> （採択予定18件程度）	2024年9月下旬頃
映像制作	● 映像制作者による地域資源をPRする映像の制作※ ※ <u>映像制作にかかる経費に対して1映像企画あたり412.5万円（税込）を上限に支援</u>	2024年10月 ～11月中旬
映像の発信	● 事務局において以下の放送・配信枠等を一括で確保して情報発信 ・米国のDiscovery Channel、Travel Channelでの放送 ・Discovery公式YouTubeチャンネルでの配信 ● 情報発信主体／映像制作者のウェブサイトでの配信	2024年12月中旬～
効果的な地域情報 発信・地域情報発 信の有効性の検証	● 申請者協力の下、事務局において事業の効果検証を実施 ・映像視聴者へのアンケート、視聴率や再生回数等の取得・分析 ・情報発信主体と映像制作者との案件形成の促進の有効性 等	2025年2月～

スケジュール（想定）

